

○国立大学法人お茶の水女子大学湯浅年子賞授与実施要項

〔平成 25 年 4 月 17 日〕
制 定

改正 平成 26 年 7 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学「お茶の水女子大学賞」授与規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 項、第 4 条第 3 項、第 6 条第 2 項及び第 7 条の規定に基づき、規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する湯浅年子賞に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 湯浅年子賞は、本学及びその前身校において数多くの女子学生を育て、フランスにおいては長年にわたって優れた原子核の実験的研究を行い、国際的に活躍した日本初の女性自然科学者である湯浅年子博士の遺志が若い世代に受け継がれることを願い、自然科学の諸分野において顕著な業績を挙げた女性を顕彰することを目的とする。

(湯浅年子賞)

第 3 条 湯浅年子賞に、次の各賞を設ける。

- (1) 金賞 自然科学の諸分野における業績が著しく顕著であり、国内あるいは国外において、既に高い評価が確立している女性を顕彰する。
- (2) 銀賞 自然科学の諸分野における業績が特に顕著であり、近い将来当該分野において、国際的に活躍する女性になると認められる者を顕彰する。

(受賞対象者)

第 4 条 湯浅年子賞の受賞対象者は、自然科学の諸分野において顕著な研究業績を挙げた者とする。また、自然科学の社会的普及活動あるいは同分野の女性研究者を増大させる活動において、顕著な業績を挙げた者も受賞対象者とする。

- 2 受賞対象者は、日本国籍を有する者又は日本において高等教育を受けた者とする。

(授与)

第 5 条 湯浅年子賞は、授与式において賞状と副賞を授与するものとする。

- 2 授与式において、学長が賞状を授与し、大学共同利用機関法人高エネルギー加

速器研究機構(以下「KEK」という。)が日仏共同事業として運営する Toshiko Yuasa Laboratory (以下「TYL」という。)が、副賞のメダルを授与する。(TYLは、KEK とフランス原子核素粒子研究所 (IN2P3/CNRS)、フランス宇宙基礎科学研究所 (Irfu/CEA) が協定に基づき設置した仮想共同研究組織である。)

3 銀賞受賞者は、TYLによりフランスに招聘される。

(募集方法)

第6条 湯浅年子賞の募集は、他薦によるものとする。

2 男女共同参画学協会連絡会等に適任者の推薦を依頼すると共に、公募により広く推薦を募る。

(選考委員会)

第7条 湯浅年子賞の受賞候補者を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理学部長
- (2) 理学部各学科長
- (3) TYL が推薦する有識者 2 名
- (4) 理学部長が推薦する報道関係者 1 名
- (5) その他学長が必要と認めた者

3 選考委員会に委員長を置き、理学部長をもって充てる。

(選考方法)

第8条 選考委員会は、推薦書及び業績等の応募書類並びに当委員会が必要に応じて委嘱する外部レフェリーの評価を総合して、受賞候補者を決定する。

(事務)

第9条 湯浅年子賞の事務は、企画戦略課が行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、湯浅年子賞に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 7 月 29 日)

この要項は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。